

所得税・市県民税の申告

2月18日(月)～3月17日(月)



まもなく所得税と市県民税の申告の時期になります。必要な書類を準備して、申告してください。市では地域別に申告会場を設けますので、詳しくは申告相談会場地区別日程表をご覧ください。

例年かなり混雑しますので、手引きなどを参考に、ご自分で申告書を作成し、郵送されることをお勧めします。

また平成19年分から電子申告により確定申告書を提出する際、電子署名と電子証明書を併せて送信した人は、5千円の税額控除を受けることができます(平成19年分または平成20年分のいずれか一回に限る)。ぜひ活用ください。

■所得税の確定申告が必要な人

○営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計

所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

○サラリーマンなどで、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

○2カ所以上から給与をもらっている人

○給与の年収が2千万円を超える人

○医療費控除、寄附金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)などを受ける人

■市県民税の申告が必要な人

平成20年1月1日現在、市内に住所がある人は原則として市県民税の申告が必要です。ただし、次

の要件に該当する人は、申告の必要はありません。

○所得税の確定申告をした人

○平成19年中の所得が給与または公的年金のみである人

※平成19年中の所得が給与または公的年金のみの人で、所得税の源泉徴収税額はないが、医療費控除、寄附金控除、雑損控除、社会保険料控除などを受けようとする人は申告書を提出してください。

※平成16年分以前では、老年者控除と寡婦控除は同時には受けられませんでした。平成17年分より老年者控除が廃止されました。そのため、老年者と寡婦の両方に該当する人は、申告により寡婦控除の対象となります。

■申告時に必要なもの

確定申告には、源泉徴収票・生

命保険などの支払証明書・印鑑・通帳・その他必要書類を、お持ちになりお越しください。

★主な変更点

★所得税率の変更

税源移譲により昨年までの10%、40%の4段階の税率から、5%、40%の2段階の税率に変わります。

★地震保険料控除の新設

旧損害保険料が廃止され、地震保険料控除が新設されました。ただし経過措置として、平成

18年12月31日までに締結した契約で、平成19年1月1日以降契約の変更をしていないものは、従前どおり長期損害保険料控除を受けることができます。

★定率減税の廃止

経過措置として、平成18年分所

得税では10%定率減税控除を行っていましたが、平成19年分からは廃止されます。

★所得税寄附金控除の上限額の変更

所得税の寄附金控除の上限額が、総所得金額等の30%から40%へ引き上げられます。

★減価償却資産の償却可能額の変更

平成19年4月1日以後に取得した償却資産について、償却可能限度額(取得価格の95%相当額)および残存価格が廃止され、耐用年数経過時に1円まで償却できるようになります。



確定申告Q&A

Q. 平成19年中に養老保険の満期がありました。

これは申告しなければいけないでしょうか。

A. 生命保険等の満期や解約の際の一時金は、一時所得に該当し課税対象所得となりますので、申告が必要です。

生命保険契約等に基づく一時所得の計算は(一時金+剰余金・割戻金-保険料または掛金の総額-50万円)÷2で求めた金額です(0円以下となる場合一時所得は0円となり、他の所得と損益通損はできません)。一時所得が0円である場合は、申告する必要はありません。

ちなみに、生命保険契約等に基づく年金の受け取りがある場合は雑所得となります。雑所得は、支払金額-年金の支払金額に対応する保険料額で求めた金額です。

Q. 平成19年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除にはならないでしょうか。

A. 医療費控除額は10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ないほうの金額を超える額が対象となります。そのため、所得が200万円以下の人であれば、支払った医療費が10万円以下の場合でも医療費控除の対象となる場合がありますので、支払った医療費の領収書は必ず保管することをお勧めします。

なお、医療費控除は支払った医療費が還付

されるものではなく、所得税・市県民税の所得控除となります。そのため、所得税等源泉徴収されているものがない場合、還付される金額はありません。

※医療費の中には医療費控除に該当としないものがあります。詳しくは税務署または市税務課市民税係までお問い合わせください。

Q. 国民健康保険税を支払っていますが、社会保険料控除の対象になりますか。

A. 対象になります。平成19年1月1日から平成19年12月31日までに、申告者本人が支払った国民健康保険税の全額が、控除の対象となります。

年末調整で申請をしなかった人や年金受給者が確定申告をすると、所得から控除され、所得税・市県民税が少なくなることがあります。

Q. 障害者手帳を持っていますが、控除の対象になりますか。

A. 対象になります。給与受給者は年末調整の際に勤務先へ申請してください。また、年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、確定申告の際に手帳をお持ち下さい。

